

電子納品運用ガイドライン 改正の主なポイント

平成24年12月に作成した佐賀市電子納品ガイドラインを初めて改正します。

1. 工 事

佐賀市独自の運用を継続しますが、以下の点について改正します。

(1) 電子納品の対象工事の改正（ガイドライン P2）

① 土木一式、舗装、とび・土工

対象	2021年度以降
S・A・B・C 級	全件対象（一部任意）
その他	任意とするが、電子納品の実施を施工条件とする工事発注を行う場合がある。

② 造園、しゅんせつ

対象	2021年度	2022年度	2023年度
A 級	試行	全件対象（一部任意）	全件対象（一部任意）
B 級	—	試行	

③ 地質調査、設計・測量業務委託等（本ガイドラインによる電子納品形式）

対象	2021年度	2022年度
全て	試行	全件対象

(2) 打合せ簿の発議から返却までの押印について改正（ガイドライン P12～P13）

(3) 電子納品事前協議チェックシート様式改正（ガイドライン P24）

2. 業務委託

電子納品運用ガイドライン（佐賀県 県土づくり本部）に準じて運用しますが、一部佐賀市独自の運用をします。佐賀市電子納品運用ガイドライン「10.佐賀市独自運用」を参照してください。

3. その他

情報共有システムについて記載